

事業報告書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 金森会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 岐阜県大垣市南高橋町2丁目11番地—1

(3) 設立認可年月日 昭和51年4月26日

(4) 設立登記年月日 昭和51年5月12日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	金森 公朗	管理者
理 事	金森 康記	
同	金森 吉輝	
監 事	金森 薫	

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	金森歯科本院	21-00724	岐阜県大垣市南高橋町2丁目 11番地—1	

(2) 附帯業務 なし

(3) 収益業務 なし

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項
令和7年5月30日 第49回定時社員総会

医療法人 金森会

大垣市南高橋町2丁目11番地-1

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和 8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	173,894,001 円
2. 負 債 額	115,941,057 円
3. 純 資 産 額	57,952,944 円

(内 訳)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	15,522,195
B 固 定 資 産	158,371,806
C 資 産 合 計	173,894,001
D 負 債 合 計	115,941,057
E 純 資 産	57,952,944

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

医療法人 金森会

※医療法人整理番号

大垣市南高橋町2丁目11番地-1

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 3 月 31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	15,522,195	I 流 動 負 債	225,311
II 固 定 資 産	158,371,806	II 固 定 負 債	115,715,746
1 有 形 固 定 資 産	155,254,890	負 債 合 計	115,941,057
2 無 形 固 定 資 産	425,700	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	2,691,216	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	47,952,944
		1 代 替 基 金	
		2 その他利益剰余金	
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	57,952,944
資 産 合 計	173,894,001	負債・純資産合計	173,894,001

医療法人 金森会

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

大垣市南高橋町2丁目11番地-1

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	36,920,892
2 事業費用	41,205,576
本来業務事業損失	4,284,684
II 事業外収益	5,225,276
III 事業外費用	66,659
經常利益	873,933
IV 臨時収益	0
	0
V 臨時費用	0
V 特別損失	
税引前当期純利益	873,933
法人税等	75,074
当期純利益	798,859

監 事 監 査 報 告 書

医療法人金森会

理事長 金森 公朗 殿

私は、医療法人金森会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年5月22日

医療法人金森会

監事 金森 薫